

号の二に依り通知するを要す。

第十三条 府尹区庁長官面前条の通知を受領したときは附錄
様式第四号の三に依り戸籍の記載を訂正す。

第十一条 第二項復旧姓名調書に依る戸籍記載の訂正是附錄様
式第四号の四に依る。

第十四条 朝鮮姓名復旧令施行後六十日を経過し朝鮮戸籍令第
十六条の規定に依り新戸籍を編製するときは基本戸籍に記載
せる創氏及び名変更事由及び朝鮮姓名復旧令に依り記載せる
事項は新戸籍に移記するを要しない。

附 则

第十五条 戸籍取扱に関して本年十一月一日至三日までは従前の
例にしておる。

前項の期日を経過したときは朝鮮姓名復旧令に依り取扱うこ
とを要す。

（以下略）

すべての法律、および朝鮮総督が発布した法律的効力を有す
る規則、命令、告示、その他の文書で、一九四五年八月九日現
在施行中のものは、その間に廃止されたものを除き、現に
効力を有するものは、軍政府の特別命令で廃止するまでは完全
に効力を有し、また地方の諸法規および慣例も当該官庁がこれ
を廃止するまではその効力を有する。

○国籍に関する臨時条例

〔一九四八年三月一日南滿鮮總理政府令第一〕

第一条 本条例は國籍法が制定されるまで朝鮮人の国籍を確立
して法關係の権利を明白にすることを以て目的とする。

第二条 左の一に該當する者は朝鮮の国籍を有す。

一、朝鮮人を父親として出生した者

二、朝鮮人を母親として出生した者であつてその父親を知る

ことができないか又はその父親が何らの国籍をも有しない
とき。

三、朝鮮内で出生した者であつてその父母を知ることができ
ないか又はその父母が何らの国籍をも有しないとき。

四、外国人であつて朝鮮人と婚姻し、その妻となつた者、但
し婚姻解消に依つて外国に帰籍した者を除く。

五、外国人であつて朝鮮に帰化した者。但し帰化の要件及帰
化人の権限は別に法律を以て定める。

第三条 前条前二号乃至第四号の規定に該當する者の権限は帰
化人の権限と同一である。

第四条 左の一に該當する者は朝鮮の国籍を喪失する。

一、外國に帰化した者

二、外國人の妻又は養子となつた者

第五条 外國の国籍又は日本の戸籍を取得した者であつて、そ
の国籍を棄棄するか又は日本の国籍を離脱する者は大正四年
七八年（注、昭和二十年）八月九日以前に朝鮮の国籍を回復
したものと看做す。

第六条 本条例は公布の日から施行する。朝鮮過渡立法議院に
於て右の如く制定する。

国籍に関する臨時条例

一一〇四二

〔通版〕